

委託契約書

- 1 委託業務名 アニメーション制作業務
- 2 契約期間 契約締結日から 2026(令和 8)年 3 月 15 日まで
- 3 委 託 料 金 円也（消費税及び地方消費税を含む。）

上記の委託業務について、委託者 公益財団法人大阪国際平和センター（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）との間において、次の条項により委託契約を締結する。

（総則）

第 1 条 乙は、別添の仕様書に基づき、頭書の委託料をもって、頭書の履行期限（契約期間の満了日。以下同じ。）までに、委託業務を完了しなければならない。

（権利義務の譲渡等）

第 2 条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承してはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承認を得たときは、この限りではない。

（再委託等の禁止）

第 3 条 乙は、委託業務の全部又は主たる部分の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、委託業務の主たる部分以外を第三者に委託し、または請け負わせようとするには、あらかじめ甲の承諾を得なければならない。

（委託業務の調査等）

第 4 条 甲は、必要があると認めるときには、乙に対して委託業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。

（委託業務内容の変更等）

第 5 条 甲は、必要があると認めるときには、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、委託料又は履行期限を変更する必要があるときは、甲、乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

2 前項の場合において、乙が損失を受けた場合における補償については、甲、乙協議してこれを定めるものとする。

（延期願）

第 6 条 乙は、天災、その他やむを得ない理由により契約の履行期限までに委託業務を履行し難い場合は、延期願により甲の承認を得なければならない。

（第三者等の損失）

第 7 条 委託業務の処理に関して生じた損害（第三者に損害を及ぼした場合を含む。）は、乙の負担とする。

ただし、損害が甲の責に帰する事由に基づく場合は、甲がその責を負うものとし、その額については甲、乙協議して定めるものとする。

(検査及び引渡し)

第8条 乙は、委託業務を完了したときは、遅滞なく業務完了届を提出しなければならない。

2 甲は、乙から前項の業務完了届を受理したときは、その日から10日以内に成果品について、検査を行うものとする。

3 前項の検査に合格しないときは、乙は遅滞なく補正を行い再検査を受けなければならない。

4 第2項の規定は、前項の再検査について準用する。

5 乙は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく当該成果品を甲に引渡さなければならない。

(委託料の支払い)

第9条 乙は、前条の第5項の規定により成果品を引き渡したときは、所定の手続きに従って委託料の支払いを請求し、甲がこれを受理した後に支払うものとする。

(甲の解除権)

第10条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙がその責に帰する事由により履行期限内又は履行期限後相当の期間内に契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 乙が正当の理由がないのに契約の履行の着手を遅延したとき。

(3) 乙が契約の履行に関し、不正の行為をしたとき。

(4) 乙が正当の理由がないのに検査、検収、監督等関係職員の職務の執行を妨げたとき。

(5) 乙がこの契約事項に違反することにより、その契約の目的を達することができないと認められるとき。

(秘密の保持)

第11条 乙は、契約期間中及び契約期間後において、本業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

(暴力団等排除に係る解除)

第12条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあつてはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

(2) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 本契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 本契約に係る下請契約等に当たって、第1号から第5号のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（第6号に該当する場合を除く。）において、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。
- (8) 本契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を甲に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。
- 2 甲が前項の規定において、契約を解除した場合、乙は、契約金額の100分の10（乙が契約保証金の一部を納付しているときは当該納付している額を控除した額）に相当する額を損害賠償金として甲の指定する期間内に納付しなければならない。

（成果物の著作権）

- 第13条 本業務の履行に伴い発生する全著作物に関する一切の権利は、甲に帰属するものとする。
- 2 本業務により得られる著作物の著作者人格権について、乙は将来にわたり行使しないこと。
- 3 乙は、本業務に関与した者について著作権を主張せず、著作者人格権についても行使させないことを約するものとする。

（契約外の事項）

- 第14条 この契約書に定めのない事項又はこの契約に疑義を生じた事項については、必要に応じて、甲、乙協議して定めるものとする。

本契約の証として本契約書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

2025(令和7)年 月 日

委託者 (甲) 大阪市中央区大阪城2番1号
公益財団法人大阪国際平和センター
代表理事 大継 章嘉

受託者 (乙)